

# 業務指示書

## セルビア国国家乳がん対策プログラム改善プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年9月24日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健政策策定・管理にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/保健政策管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健政策策定・管理にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セルビア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 がん対策政策】

- 1) 類似業務の経験：保健政策策定・管理にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セルビア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RSD1 = 1.137 円, US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 10月15日(木) 14:00 ~ 17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(・) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/保健政策管理  
がん対策政策

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

36.40 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月23日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
セルビア国国家乳がん対策プログラム改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/保健政策管理	(32.00)	( )
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： がん対策政策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

セルビアは1990年代の紛争や経済制裁によって大きな打撃を受け、ミロシェビッチ政権崩壊後の国際社会への復帰から10年以上を経た現在でも社会経済の再建の途上にある。同国政府は貧困削減文書（PRSP、2003年）に沿った開発を進めており、保健医療分野を重点開発分野と位置付け、中でも医療費のかかる治療よりもプライマリーヘルスケアの拡充と疾病予防を重視している。

医療費の削減は、セルビアにとって大きな課題となっている。人口動態を見ると、65歳以上の比率は毎年上がっており、2012年には14%を超え、高齢化社会に突入している。セルビアは国民皆保険を達成しており（社会保障への加入を義務づけており）、全ての公立医療施設の保健医療サービスは、雇用者・被雇用者による保険料を主な財源とした医療保険基金から支払われていることから、高齢化の進展は保健財政を圧迫する。既に、2012年時点でGDPに占める保健支出は10.5%であり、ベルギー（10.8%、2012年）、オーストリア（11.5%、2012年）等と同程度であることから、医療費の高騰はマクロ経済の観点からも深刻な課題となりつつある。

また、セルビアの疾病構造は、心臓血管病に次いでがんによる死亡が多く、全体の約4分の1を占めている。このうち、乳がんは罹患率にして各種がんの中で最も高く（10万人あたり69人）、また死亡率も肺がんに次いで高い（同22人）。女性に限っては、乳がんによる死亡率が肺がんを上回り、最も高い状況にある。加えて、乳がん患者の5年生存率は欧州平均に比べて低い。

セルビアにおける乳がん患者の約7割は、診断時点でがん組織が2cm以上となっており、その半数以上が既に他の部位に転移しているといわれている。この早期発見の遅れが高い死亡率の背景の一つであり、加えて、がん治療に必要な機器の不足や医師・技術者等の人材不足、研修不足なども要因と考えられている。

この状況に対し、2009年にセルビア政府は、「セルビアがん対策プログラム（National Cancer Control Program）」および「乳がん対策プログラム（National Breast Cancer Prevention Program、以下NBCPP）」等の5カ年計画を策定した。しかしながら、これらのプログラムは基本方針こそ示されているものの、具体的なアクションプランや到達指標などは定められていない。また、体系的なレビューがこれまで実施されてこなかったため、乳がん対策として優先すべき課題、焦点を当てるべき活動等が明確でないまま現在に至っており、効果的な乳がん対策の実践的取り組みが遅れている。このため、国家乳がん対策プログラム策定への支援を目的とした技術協力プロジェクトの要請があり、2014年12月

に基本計画策定調査を実施した。

調査結果からは、住民への普及啓発活動や読影技術を有する医師の育成などの対策を通じて乳がん検診の受診率を高めること、検診から確定診断・（外科的）治療までの連携を強化し発見から治療に至るまでの時間を短縮すること、専門職と非専門職との役割分担を明確にして不足する専門職が臨床業務に専念できる環境を整えること、行政の役割を強化し明確な医療政策を策定すること等の課題が判明した。

また、同調査の協議において、これらの課題の解決策として、保健省に対する NBCPP 責任機関の計画立案能力、モニタリング評価能力強化、下位機関に対する実施支援能力の強化が必要であることが確認されたため、本プロジェクトは、同機関の NBCPP 運営管理能力の強化を図り、NBCPP が効率的に実施されることに貢献することを目的とする。

本案件開始に当たり保健省は、がん・放射線専門病院<sup>1</sup>、公衆衛生院<sup>2</sup>より選出されたがんの専門家からなるナショナル・タスクフォース（以下、「タスクフォース」という。）を発足させた。同タスクフォースは、NBCPP と関連する優先活動の計画及び実施促進を担う。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクトの目的

本事業はセルビア全土を対象とし、NBCPP 責任機関の計画立案能力、モニタリング評価能力、下位機関に対する実施支援能力の強化を行うことにより、同機関の NBCPP 運営管理能力の強化を図り、NBCPP の効果的な実施に貢献するものである。

### (2) 上位目標と指標

NBCPP が効果的に実施される

【指標】

※指標および指標入手手段は、今後更新される NBCPP のモニタリング・評

1. 大きく「診療部門」と「研究部門」に分かれており、前者ではがん患者に対する診断・治療を、後者では、がんに係る基礎研究、臨床研究、観察研究、医学生への教育活動を行っている。
2. 保健指標データ一般および保健サービスの提供・利用状況にかかるデータを収集する。また、保健システムにかかるデータベースの維持、人口統計調査データの作成、政府機関および一般国民に対する報告のための保健情報を作成する。

価フレームから特定される。

(3) プロジェクト目標と指標

NBCPP 責任機関（タスクフォースや保健省関係部局）における、NBCPP の運営管理能力\*が強化される

\* 計画立案能力、モニタリング評価能力、下位機関に対する実施支援能力を含む

【指標】

1. NBCPP の優先活動が着手される

(4) 期待される成果と指標

【成果1】

NBCPP 責任機関の計画立案能力\*が向上する

\* 問題分析能力、エビデンス活用能力、調整能力を含む

【指標】

1-1 現行の乳がん対策プログラム（2009-2014 年）のレビューと現状分析をまとめた報告書の完成

【成果2】

NBCPP 責任機関のモニタリング評価能力\*が向上する

\* 情報収集・分析能力、情報活用能力、情報伝達能力を含む

【指標】

2-1 NBCPP 実施状況に係るモニタリング評価のフレームワークの明文化

【成果3】

NBCPP 責任機関の下位機関に対する実施支援能力\*が向上する

\* 優先課題特定能力、予算・資源動員能力・行政指導能力を含む

【指標】

3-1 NBCPP の優先活動の特定

3-2 NBCPP の優先活動を実施するためのパイロットサイトの特定

3-3 パイロット活動結果の分析・文書化

(5) 活動の概要

1-1 乳がん対策にかかる現状分析および現行の NBCPP（2009-2014）のレビューを行う

1-2 日本の事例を含め、有効な乳がん対策についての情報を収集、分析する

- 1-3 NBCPP の現状分析、現行 NBCPP のレビュー、有効な対策についての知見整理を踏まえ、乳がん対策にかかる優先課題を選定し、必要な対策を特定する
- 1-4 次期 5 年間を対象として NBCPP を更新する
  
- 2-1 NBCPP の計画及びモニタリングに関連する恒常的・定期的に収集可能な指標（がん罹患率、死亡率、リスクファクター、予防/診断/治療/ケアサービスなど）および情報源（がん登録、医療施設報告、健康保険報告、各種サーベイなど）を整理する
- 2-2 NBCPP に係るモニタリング評価のフレームワーク\*を作成する
  - \* 指標、指標の情報源、指標収集・分析の実施機関、指標収集・分析の頻度などがフレームワークに含まれる
- 2-3 NBCPP 実施にかかるモニタリング・評価結果の公表戦略を策定する
  
- 3-1 日本の経験や日本によるセルビアへの過去の支援経験を踏まえ、NBCPP における優先活動分野を特定する
- 3-2 パイロットサイト（単位は市、病院施設等）を特定し、選択された活動を実施するにあたっての覚え書きを締結する
- 3-3 パイロットサイトにおいて、選択された優先活動に着手する
- 3-4 パイロットサイトでの活動結果を分析し、文書化する

#### (6) 業務の対象地域

プロジェクトサイト：セルビア全土（人口約 71,990,770 人：2013 年）

パイロットサイト：パイロットサイトの選定に関しては、ニーズ、自治体の実行能力、既存の保健医療施設等を考慮の上、セルビア側と協議したうえで、1 期終了時までには 5 か所選定する（詳細については、プロジェクトの中で決定する）。その際、過去に無償資金協力でマンモグラフィおよび周辺機器を供与した医療施設の中からパイロットサイトを選定することが望ましい。なお、パイロットサイトとは病院施設のことを指すが、活動が市全体を巻き込む乳がん検診であるなど病院施設にとどまらない場合には、パイロットサイトが市全体を指すこともある。

#### (7) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

ア) 直接受益者：保健省健康増進・公衆衛生部等、がん・放射線専門病院、公衆衛生院、パイロットサイトでの優先活動に携わる機関

イ) 最終受益者：乳がん対策にかかる実施機関・関係機関、セルビア国にお

ける女性（参考：同国の女性の人口は約 3,600,000 人）

(8) 事業スケジュール（協力期間）

2015 年 11 月から 2018 年 10 月を予定（計 36 か月）

(9) 関係官庁・機関

ア) 実施機関

保健省健康増進・公衆衛生部

イ) 実施主体

ナショナル・タスクフォース

-プロジェクト・ディレクター：保健省次官補

-プロジェクト・マネージャー：がん放射線専門病院より選出

-タスクフォース：がん放射線専門病院及び公衆衛生院よりがん対策の専門家 5 名

### 3. 業務の目的

「国家乳がん対策プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

(1) 本業務は、2015 年 8 月 19 日に署名された R/D に基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

(2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がセルビア国側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針および留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

(3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、セルビア国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

## 5. 業務の留意事項

### (1) 活動計画・事業のフェーズ分け

本案件は段階的な計画策定を行う予定であり、第2期次開始までに活動に応じ成果指標を見直す予定である。

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1期：2015年11月～2016年10月
- ・第2期：2016年12月～2018年10月

### (2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、プロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要かつ妥当な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

なお、総括の現地配置期間を十分に確保し、柔軟な対応を可能にする、あるいは現地人材の効果的配置により現地情勢の変化に備える等、対応方法をプロポーザルにて提案すること。

### (3) 国家乳がん対策の策定・実現を念頭に置いた協力の実施

セルビアでは2009年に改正された「セルビアがん対策プログラム (National Cancer Control Program、以下 NCCP)」および「乳がん対策プログラム (National Breast Cancer Control Program、以下 NBCCP)」などの5か年計画を策定している。しかしながら、これらのプログラムは基本方針こそ示されているものの、具体的なアクションプランや到達指標などは定められていなかった。また、体系的なレビューがこれまで実施されてこなかったため、乳がん対策として優先すべき課題、焦点を当てるべき活動等が明確になっていないまま現在に至っており、効果的な乳がん対策の実際的取り組みが遅れている状況にあった。これらの状況を踏まえ、本案件でのコンサルタントの業務においては、将来的にセルビア政府が困難なく実施・展開できるような乳がん対策プログラムを形成できるように十分留意して協力を行う。

### (4) プロジェクト運営体制

本プロジェクトの実施機関は保健省であるが、実施主体は保健省より任命されたタスクフォースであり、国家乳がん対策プログラムとそれに関連する優先



活動の計画及び実施促進を行う。主要責任者は 2. (9) のとおり。なお、現時点ではタスクフォースの構成員に保健省の人材が含まれていない（プロジェクト・ディレクターのみ保健省次官補）。しかしながら、本プロジェクトの提案（特に制度面の提案）の実現や普及実証の恒常化に関しては、保健省の強いイニシアチブが不可欠であることから、案件開始時までには保健省の人材を組み込めるよう調整中である。

タスクフォースメンバーを輩出しているがん・放射線医学院と公衆衛生院も協力機関と位置付けられるため、これら 2 機関とは日常的に情報共有を行い、積極的にプロジェクト活動に巻き込んでいく。一方、5 か年計画の改定等に当たっては保健省の関与が不可欠であるため、コンサルタントは適宜保健省も巻き込みながら、案件を進めていくこと。

#### （５）無償資金協力の活用

日本は過去、無償資金協力「乳がん早期発見機材整備計画」を通じ、39 の医療施設においてマンモグラフィとその周辺機材を供与した。本無償資金協力の成果を最大化するために、マンモグラフィを使用した現地での研修を行う場合や、本邦研修を実施する場合は、研修対象者を 39 の医療施設から優先的に選定することとする。

#### （６）他ドナーとの連携・情報共有

がん対策の分野では、WHO は NCCP 策定に当たり、同国に技術協力を行った背景がある。NBCCP の改訂は本プロジェクトで支援するが、包括的な国家がん対策プログラムである NCCP の改訂に対しては WHO が支援するのか、セルビア政府独自で策定するのかが明確ではない。そのため、必要に応じてプログラム策定に当たり WHO と情報共有を行う必要がある。また、EU は Instrument for Pre-Accession Assistance プログラムによる「結腸直腸がん・子宮頸がん・乳がんスクリーニング」では、スクリーニングにかかる財政支援を行なうとともに、検査技術に関する研修を実施していたが、現時点で、今後同国のがん対策分野に関して大きな支援を行う予定はない。セルビアは EU への加盟を希望しているため、NBCCP 改訂にあたり、EU の基準をどこまで組み込む必要があるのか等、必要に応じて EU との協議を行う必要がある。これらの状況を踏まえ、コンサルタントは常時他ドナーと情報共有を行い、相乗効果を生むよう工夫すること。このため、ドナー会議やそれに準ずる会議があれば、コンサルタントは積極的に参加し、情報収集を行うこと。

#### (7) 我が国地方自治体との連携

セルビアの首都ベオグラード市と神奈川県横浜市が姉妹協定の締結を計画していることを踏まえ、本案件では横浜市に技術的な面でのサポートを依頼しているところである。具体的には、本邦研修の受け入れと現地での訪問・指導を横浜市に依頼する予定である（現段階では、がん対策に係る日本の知見の共有、検診受診率向上のために日本が行った事例の紹介、モニタリング評価のフレームワーク策定のための日本の知見の共有、マンモグラフィの使用法の指導等を想定）。なお、臨床面に関しては横浜市立大学医学部にサポートを依頼する。

コンサルタントは、①横浜市からセルビア側に提供される助言をうけ、必要に応じ活動計画に反映させること、②横浜市から専門家（横浜市の医師・職員）が派遣される際、現地側との連絡・視察・訪問体制について必要に応じ調整を行うこととする。なお、セルビアの現状把握のために、案件開始（2015年11月）と同時にJICAの調査団として横浜市職員を派遣予定である。

#### (8) 根拠ある協力効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリングにあたっては、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう、可能な限り客観性のある統計学的手法（事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む）を用いた検証を行うように留意する。プロポーザルでは、プロジェクト効果の検証方法と、それも踏まえた効果的かつ効率的なパイロットサイトでの活動の具体案を提案すること。その際、プロジェクト期間中に実施するパイロットサイトでの活動（第2期（2）を参照）を、プロジェクト終了後にセルビア全国に展開できるようにするための工夫を盛り込むこと。

#### (9) JICAによるモニタリング・評価への協力

(1) で述べたとおり、本案件では段階的な計画策定を実施するため、第1期の終了前である2016年10月頃に運営指導調査を実施する計画である。また、プロジェクト終了6か月前に終了時評価を実施する予定である。これらの実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、調査の実施時期や実施の要否については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、双方確認の上変更される可能性がある。

#### (10) モニタリング方法

本プロジェクトは「技術協力等モニタリング執務要領」に沿ってモニタリン

グを行う。そのため、6か月に1度の頻度でモニタリングシート・シートを先方実施機関と協同で作成し、JICA 人間開発部に提出すること。また、案件終了1か月前に先方実施機関と協同で事業完了報告書案（英文）を作成し、JICA 人間開発部に提出すること。JICA 人間開発部で報告書内容を精査した上で、最後に開催する合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）において合同レビューを行う。

#### （11）広報活動

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をセルビア・日本の両国の国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部と十分連携の上効果的な広報に努めること。広報メディアとしてはJICAが運営するホームページ（日本語・英語）、6.「業務の内容」第1期（7）及び第2期（3）の研修開催に合わせた記者会見等、事業を実施する中に広報を組み込む方法や追加的コストを要しない方法を優先することとし、ニュースレター発行等の追加活動として100万円/1期を見積もること。活用メディアの種類と活用方法については、広報の対象となる両国の国民それぞれに適した形になるよう具体的な提案を行うこと。セルビア国内での広報活動については、連携する他の開発パートナーも対象とするとともに、本プロジェクト終了後もセルビア側での継続が可能な形態にも配慮する。

また、コンサルタントが国内外の学会等にてプロジェクトに関連した発表（口頭・ポスター等）を行う場合、事前にJICA 人間開発部に対し所定の様式により申請し、承認を受けるものとする。

#### （12）ローカルスタッフ

本プロジェクトでは、研修マネジメントや各種調整業務・ロジ支援等を行うローカルスタッフの配置を認める。ローカルスタッフの雇用を含めた効果的なプロジェクト実施体制について提案すること。

### 6. 業務の内容

本契約業務の内容は次のとおりである。このうち本契約では、第1期（2015年11月から2016年10月）に実施する業務を対象とする。

コンサルタントは、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、Plan of Operation（PO）を参考にした作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すこと

も可とする。

#### **各期に共通の業務 もしくはマネジメントに関連する業務**

##### (1) モニタリングシートの作成

R/Dに記載されているとおり、6か月毎にモニタリングシートをC/Pとともに作成し、JICA 人間開発部とバルカン事務所に提出する。

##### (2) 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee : JCC) の開催支援

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、本プロジェクトでは JCC を設置することとする。年次計画の承認、プロジェクトの進捗確認、目標の達成度確認等を会議の目的としており、少なくとも年に 1 回を開催する。コンサルタントはメンバーとして会議の開催に必要な支援を提供するとともに、会議に参加する。会議ではモニタリングシートを活用してプロジェクト活動のレビューを行うとともに、今後の業務計画を協議・承認する。JCC の構成については、R/D 及び 5. (4) を参照のこと。

##### (3) 広報活動

業務実施に当たっては、本協力の意義、活動内容とその成果をセルビア・日本両国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部と協議の上、効果的な広報に努める (5. (11) を参照)。

#### **【国内準備作業 : 2015 年 10 月】**

##### (1) 既存資料・情報の収集、分析

基本計画策定調査等、本プロジェクトに関連して行われた調査等で収集された資料に加え、本業務に必要なデータ、関連資料を可能な限り収集の上、それらの分析を行う。

##### (2) 業務計画の検討

プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、業務計画書を作成する。また、Monitoring Sheet Ver.1 (英) を準備し、モニタリング体制・方法につきセルビア側に説明する。

## 第1期（2015年11月～2016年10月）

### （1）ワーク・プラン（第1期案）の作成・協議

本プロジェクトにかかる基本計画策定調査現地報告、業務計画書（第1期）等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめる。

JICAの確認後、同プラン（第1期原案）を基に、セルビア側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

### （2）がん対策分野に係るセルビア政府、他機関による活動の整理・分析

がん対策分野に関し、セルビア政府保健省及びWHO、EUなどの他パートナーが実施している活動内容を把握、本プロジェクトとの関連性を整理し、本プロジェクトで最終的に策定するNBCPPを検討する。

### （3）医師・行政官の現場視察のアレンジ

案件開始直後に、上記5.（11）の関連で、本邦研修受入機関となる横浜市立大学の医師（乳腺外科医）、横浜市職員を現地に派遣することを予定している。コンサルタントは現地側との連絡・視察・訪問体制について必要に応じ調整を行う。加えて、派遣される横浜市職員と研修内容の計画立案について必要に応じ、協議・支援を行う。

### （4）ナショナル・タスクフォースの指導

本案件では、実施機関としてナショナル・タスクフォースが配置されている。構成員として、がん・放射線専門病院より4人、公衆衛生院より1人の専門家が選出された。実協力開始当初においては同タスクフォースが適切に機能するよう（定期的な会合、役割分担等）、コンサルタントは会合のアレンジや役割分担等の調整等の積極的な支援を行う。

### （5）（活動1-1に関連）ベースラインの把握（現状分析）／NBCPPのレビュー

セルビア乳がん対策分野の全体像を把握するとともに、本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を明確にし、効果検証のためのプロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。設定にあたっては、保健省及び関係機関との調整により、指標案を合意して調査を実施する。

ベースライン調査での対象地域は首都ベオグラード市及び地方3都市程度を想定しており、過去の無償資金協力でマンモグラフィを供与した市から選定す

る。セルビア側と協議し、ベースライン調査の対象地域として選定した都市について合意を得ることとする。ベースライン調査の結果を用いて、現行のNBCPPのレビューを行い、その結果について保健省及び関係機関との合意を得ることとするが、必要に応じて対象施設を拡大した、より精度の高いレビューを実施すること。なお、想定している調査内容は次のとおりであるが、具体案をプロポーザルで提案すること。

対象：ベオグラード市 3次病院 3箇所、2次病院 3箇所、1次病院 3箇所  
(対象施設数は現時点での目安)

地方 3都市 2次病院 3箇所、1次病院 3箇所  
(対象施設数は現時点での目安)

調査内容：

- ・対象施設における人口と検診対象者数
- ・対象地域の検診受診率
- ・対象施設における組織型検診の有無
- ・対象施設のマンモグラフィ、エコーの数
- ・対象施設における年間のマンモグラフィ検査数、うち乳がん検診数
- ・対象施設の放射線技師数・放射線診断医師数・生検実施の可否・病理医師数
- ・対象施設における乳がん患者の症例数、手術実績等のデータ
- ・対象施設における乳がん検診のプロセス（台帳管理の方法、住民への案内方法、結果通知方法等）
- ・対象施設/地域における乳がん検診実施の周知方法

(6) (活動 2-2、2-3 に関連) モニタリング評価のフレームワークの作成と公表戦略の策定

収集した指標や情報源をもとに、NBCPP にかかるモニタリング評価のフレームワークを作成し、NBCPP 実施に係るモニタリング・評価結果の公表戦略を策定する。なお、第 2 期では、パイロットサイトにおける優先活動の実施状況を評価するために、作成されたフレームワークを用いる予定である。フレームワークとは、責任所在を明確にし、いつ、どこで、誰が、何を行うのかが明確になるような枠組みを作ることを指す。

(7) NBCPP 責任機関に対する研修（本邦研修）

1) 医療技術者に対する研修の内容検討

研修内容としては、①NBCPP における優先活動を特定するために日本の知見を得ること、②検診受診率向上のために日本が行った具体的事例を学ぶこと、③

モニタリング評価のフレームワーク策定のために日本の知見を得ることを目的とした研修を想定している。想定する研修内容等に関してはプロポーザルで提案すること。なお、必要に応じて受入機関との調整を行うこととする。

## 2) 医療技術者等に対する研修の実施

保健省、がん放射線専門病院、公衆衛生院および自治体関係者に対し（計 10 名程度）を対象に、6. (7) -1) で検討した研修を 2 週間を目安とし、1 回実施する。業務実施契約への研修内包化に関しては、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015 年 4 月版）」を参照のうえ、同ガイドラインに沿って「研修実施」「研修監理」にかかる経費、並びに「研修受入」にかかる業務中本邦における宿舎手配及び研修員の国内移動手配にかかる経費を見積もること（研修員の日当、宿泊料、交通費は JICA が支払う）。ただし、研修に関しては現在横浜市と協議中であるため、場合によっては内包化ではなくなる可能性もある。

参考：コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015 年 4 月版）  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>)

### (8) (活動 1-3 に関連) NBCPP 実施における優先課題と対策の特定

6. (7) -2) で実施した研修を踏まえ、セルビア側と協議の上 NBCPP を効果的に実施するために必要な優先課題を特定する。なお、上述の研修以外にも優先課題特定のために必要とされる情報があれば、コンサルタントが適宜情報収集を行い、セルビア側に共有すること。また、実施にあたり、セルビアにおいて実施可能な優先課題であるかについて十分検討することとする。

### (9) 必要な資機材の調達について

6. (5) で行った現地調査の結果やセルビア政府との協議結果を踏まえ、活動の中で必要最低限の資機材を調達するが、現在は想定していない。なお、購入の際は、事前に JICA とその妥当性について相談すること。コンサルタントは、調達の必要性が認められた車両や基礎的な医療機材（スペアパーツ、消耗品および更新機材等）に関し JICA が指定する入札関連書類（輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト等）の作成に協力する。なお、先方との協議により先方予算にて機材を調達する場合においても、先方の機材リスト及びスペックの作成を支援する。その他にコンサルタントが業務に必要と考える機材があれば、プロポーザルに機材名、必要数、仕様、参考銘柄、現地調達の可否、見積価格、必要と判断される理由、用途等を提案し、別見積もりとする。

(10) (活動1-4に関連) 次期5年間を対象とするNBCPPの更新

コンサルタントは先方関係機関との協議を通じ、6.(5)で実施したレビューの結果や、本邦研修を通じて特定された優先課題等の情報を組み込んだNBCPPの改訂案の作成を支援し、第1期のうちに、NBCPPの更新を行う。

(11) (活動2-1に関連) モニタリングに関連する指標整理

6.(7)-2)で実施する研修の中で、モニタリング・評価のフレームワークにかかる事例を紹介し、現地活動で行うベースライン調査や情報収集を踏まえ、NBCPPの計画及びモニタリングに関連する恒常的・定期的に収集可能な指標(がん罹患率、死亡率、リスクファクター、予防/診断/治療/ケアサービスなど)および情報源(がん登録、医療施設報告、健康保険報告、各種サーベイ等)、収集方法を整理する。

(12) (活動3-1に関連) NBCPP実施における活動分野の特定

第1期(8)の活動を踏まえ、NBCPPを効果的に実施するためのパイロット活動を再確認・特定する。

(13) (活動3-2に関連) パイロットサイトの選定

本プロジェクトの優先活動の展開方法は、NBCPPの優先活動を実施するためのパイロットサイトを特定し、パイロット活動結果の分析・文書化を行い、NBCPP責任機関の下位施設に対する実施支援能力を向上させることを想定している。サイトの選定に関しては、上記6.(5)のベースライン調査の結果を前提としつつ、ニーズ、自治体の実行能力、既存の保健医療施設等を選定基準として加味することが望ましい。なお、選定されたパイロットサイトに対しては、選択された活動を実施するにあたっての覚え書きを締結する。なお、パイロットサイトはベオグラード市及び周辺市から5か所の施設を選定する予定である。

(14) PDM及び活動計画の見直し

上記活動の結果を踏まえ、第2期の活動内容について、保健省や関係機関と協議し、PDMおよびPOの改定案を作成する。JICAの確認後、第2期以降の活動内容、特に指標について保健省の合意を得る。

(15) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。



※本案件は段階的な計画策定を行う予定であり、第2期開始までに活動に応じ成果指標を見直す予定であるが、現時点で想定される活動は以下のとおり。

#### 第2期（2016年12月～2018年10月）

##### （1）ワーク・プラン（第2期）の合意

業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期案）を作成し、現地セルビア側関係者と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

##### （2）（活動3-3に関連）パイロットサイトにおける優先活動の着手・実施

第1期（13）において特定されたパイロットサイトに対し、第1期（12）において特定された優先課題を着手・実施する。具体的な着手方法については、案件を進めていく中で検討する。なお、パイロットサイトはベオグラード市及び周辺市から5か所の施設を選定する予定であり、2か月に1回2-3日程度の専門家及びカウンターパートによる現地訪問、半年に一度30人程度のワークショップの開催を想定している。

##### （3）医療技術者・NBCPP責任機関に対する研修（本邦研修）

###### 1) 医療技術者に対する研修の内容検討（継続）

研修内容としては、乳がん対策において選定された優先課題をテーマとした研修とする。具体的には、マンモグラフィの適切な使用方法の習得等が考えられるが、詳細については優先課題が特定された後に決定することとする。なお、必要に応じて受入機関との調整を行うこととする。

###### 2) 医療技術者等に対する研修の実施（継続）

パイロットサイトの医療従事者、保健省、がん放射線専門病院、公衆衛生院および自治体関係者に対し（計10名程度）を対象に、6.（7）-1)で検討した研修を2週間を目安とし、第2期で2回実施する。

第2期の研修は、パイロットサイトに対して、乳がん対策において選定された優先課題を強化することを目的としているため、保健省、がん放射線専門病院、公衆衛生院のみならず、パイロットサイトからも研修参加者を選定すること。なお、コンサルタントは、本研修の趣旨を十分理解し、当該案件にかかるJICAの意向を確認しつつ候補者の人選および研修内容についてC/P機関に助言し調整する。また、受入に係る要望調査票および要請書（アプリケーションフォーム）の作成並びに本邦研修の実施に協力すること。

(4) (活動3-4に関連)パイロットサイトにおける活動結果の分析と文書化  
第2期(2)における優先活動の実施の結果を踏まえ、活動結果を分析する。  
また、その結果を文書化し、適切に管理・保存する。

(5) プロジェクト効果検証のためのエンドライン調査の把握、指標の設定  
本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、保健省及びパートナーに結果を共有する。エンドライン調査の実施方法については、第1期(5)のベースライン調査と合わせ、実施方法をプロポーザルにて提案すること。なお、ベースライン・エンドライン調査に寄らないプロジェクトの効果検証方法も提案可能。

(6) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期についてはプロジェクト事業進捗報告書、第2期についてはプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付することとする。また、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約1ヵ月後	英文:2部 和文:2部
	モニタリングシート(Ver.1)	2015年11月	英文:12部 (先方10部) 和文:2部

	モニタリングシート (Ver. 2)	2016 年 5 月	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	プログレスレポート (第 1 期)	業務開始から約 6 か月後	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	プロジェクト業務進捗報告書 (第 1 期)	第 1 期契約終了時	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部 電子データ：2 枚
第 2 期	業務計画書 (第 2 期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
	ワーク・プラン (第 2 期)	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：2 部 和文：2 部
	モニタリングシート (Ver. 3)	2016 年 11 月	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	モニタリングシート (Ver. 4)	2017 年 5 月	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	プログレスレポート 1 (第 2 期)	業務開始から約 6 か月後	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	プログレスレポート 2 (第 2 期)	業務開始から約 12 か月 後	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	モニタリングシート (Ver. 5)	2017 年 11 月	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部
	モニタリングシート (Ver. 6)	2018 年 5 月	英文：12 部 (先方 10 部) 和文：2 部

	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時	英文：3部 和文：12部 電子データ：2枚
--	---------------	----------	-----------------------------

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（G/Pの実施体制も含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) モニタリングシート

規定の様式に従って作成。

ウ) プロジェクト業務進捗報告書/事業完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間レビュー・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- ⑦供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑧合同調整委員会議事録等
- ⑨その他活動実績

注) d)、e) 及び⑤の引渡しリストは完了報告書のみに記載。

#### エ) プロGRESSレポート

##### a) プロジェクト活動報告

- ・プロジェクト活動進捗（特記すべき実績を含む）
- ・時期報告書（PROGRESSレポート、プロジェクト事業完了報告書）提出までの活動期間
- ・成果およびプロジェクト目標達成の見込み
- ・実施上の課題、その他留意事項
- ・実施プロセスの評価
- ・DAC 評価 5 項目に沿った自己評価
- ・当該年度実施の達成度

##### b) 業務フローチャート（A3 版 1 ページ程度）

#### (2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接（技術協力成果品）もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成（技術協力成果資料）する以下の資料を提出する。

なお、提出にあたっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) ベースライン調査報告書
- イ) 現状分析報告書
- ウ) NBCPP 実施状況に係るモニタリング評価のフレームワーク
- エ) 改訂版 NBCPP (2015-2020)
- オ) エンドライン調査報告書（エンドライン調査を実施するとき）

#### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下

の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題 (2~3 ページ程度)
- イ) 活動に関する写真 (1 ページ程度)
- ウ) 業務フローチャート (A3 版 1 ページ程度)

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

##### (1) 業務実施期間

2015年11月に開始し、2018年10月の終了を目途とする。以下のとおり、2つの期間に分けた業務実施を想定している。

第1期：2015年11月～2016年10月

第2期：2016年12月～2018年10月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は、下記を目途とする。効率的、かつ効果的な実施方法をプロポーザルで提案する。

第1期：約 22.05MM

合計        57.6MM

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す各分野を担当する専門家を配置することを想定しているが、コンサルタントは上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

ア) 総括/保健政策管理（2号）

イ) がん対策政策（3号）

ウ) 研修監理/業務調整

#### 3. 対象国の便宜供与

2015年8月19日に締結のR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。

#### 4. 配布資料

##### (1) R/D

(2) 基本計画策定調査現地報告（ミニッツ含む）

(3) 基本計画策定調査報告書（案）

(4) 無償資金協力「乳がん早期発見機材整備計画」の準備調査報告書

## 5. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA バルカン事務所、在セルビア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

## 6. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 一般業務費

本プロジェクトにおいて、活動の円滑な進捗を目指して調達する四駆車としてレンタカーを借上予定（1台）のため、その費用も見積もりに含めて計上すること。なお、ドライバーの雇用、車両の燃料費や維持管理費、エアコン・コピー機・プリンターなどの維持管理費を一般業務費の見積もりに含める。

直接人件費に関しては、2015年度の直接人経費単価を上限とする。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。